

令和 5 年 第 9 回

雫石町農業委員会総会  
会 議 録

令和 5 年 9 月 20 日 開催

雫石町農業委員会

# 令和5年第9回雫石町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和5年9月20日(水) 午後2時00分
- 2 開催場所 雫石町役場大会議室

## 3 出席した委員

### 農業委員

- 1 番 岡森 喜与一
- 2 番 山本 長栄
- 3 番 松ノ木 睦男
- 4 番 新田 善男
- 5 番 舛澤 誠一
- 6 番 細川 仁
- 7 番 堂屋 剛
- 8 番 木村 正美
- 10 番 八丁野 よし子
- 11 番 坂下 千枝子

### 農地利用最適化推進委員

- 雫 石 藤村 博志
- 雫 石 福崎 公博
- 雫 石 徳田 雅博
- 御 所 吉田 光彦
- 御 所 米澤 晃
- 御 所 川口 英敏
- 御 所 細川 健一
- 西 山 高橋 浩之
- 西 山 柿木 一明
- 西 山 松本 光正
- 御明神 伊藤 庄一
- 御明神 南野 久晃
- 御明神 木村 久雄
- 御明神 夷森 和人

## 4 欠席した委員

農業委員 9 番 山崎 忍

推進委員 西山 山田 裕明 御明神 砂壁 純也

## 5 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地の現状変更完了に関する届出について

報告第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の補正について

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業変更申請に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

## 6 職務のため出席した職員

係長 高橋 恵 主任 四ツ家 広衣

開会時間 午後2時00分

議長 ただいまから、令和5年第9回雫石町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席委員は農業委員10名、推進委員14名、計24名です。  
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。  
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

高橋 係長 (資料に基づき説明)

議長 事務局より報告がありました。確認したい事などはございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。  
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、会議録署名人には10番、八丁野 よし子委員、2番、山本長栄委員、書記には事務局の高橋係長、四ツ家主任を指名いたします。  
次に報告第1号～第3号を行います。事務局の説明を求めます。

高橋 係長 《番号1～3 説明》  
報告第1号、「農地法第3条の3の規定による届出について表のとおり2件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。  
報告第2号「農地の現状変更に関する工事完了の届出について」表のとおり1件提出がありました。  
番号1 届出人、〇〇。  
変更の目的及び理由は、盛土することで道路からの水の流入を防ぎ、作業効率を良くするためです。  
場所は、参考資料の1ページにあります『現状変更完了：〇〇』と、なっていると、詳細な位置は、2～3ページをご覧ください。  
現地を確認したところ、4ページにありますように現在は盛土され、農作業しやすいように平坦に整備しているということから問題ないと思われれます。  
報告第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の補正について」表のとおり1件提出がありました。  
補正理由として、持分2分1で登記を行う際、許可申請書に妻の氏名の記載が漏れていたためです。

内容を確認したところ、夫婦での共有持ち分についてであることから問題ないと思われます。

以上で報告を終わります。

議長 事務局から報告がありましたが、これに質問などございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ報告第1号から第3号を終わります。  
次に、議案第1号農地法第5条第1項の規定による、許可後の事業変更申請に対する意見決定についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 《議案第1号》  
番号1 ○○が所有する、田2筆のうち一部、面積計777㎡について砂利採取のための一時転用にかかる農地転用許可後の事業計画について変更申請が提出されたので意見の決定を求めるものです。  
場所は、参考資料の1ページにあります「転用事業計画変更：○○」となっていて、○○から○○へ約○○m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の6ページから10ページをご覧ください。  
本件は、昨年9月に運搬路として一時転用していた場所を砂利採取場として利用するための計画かつ、令和6年10月31日までであった完了時期を1年延長し、令和7年10月31日までにするよう計画を変更するものです。  
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。  
質疑の前に現地確認報告を行います。7番 堂屋委員、お願いします。

7番 堂屋委員 7番、堂屋です。9月13日、私、川口推進委員の4班2名と事務局で現地を確認して来ました。  
番号1について報告いたします。  
現地を確認したところ、参考資料の6～10ページのとおり、申請箇所は、現在、砂利採集場へとつながる運搬路であることを確認してきました。  
内容としては、議案第3号、5条転用の許可申請と関連いたしますが、運搬路部分を、砂利採集場へ変更する計画であります。また、期間も1年延長されていますが、町より問題ないとの意見書が出されており、作業終了後は、埋め戻しを行い、現状復旧予定のため問題ないと思われます。  
以上で報告を終わります。

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。  
質問、ご意見ございませんか。

委員 (なし)

議長 無ければ、質疑を終結し、採決に入ります。  
ただいまの議案について原案を可とすることに賛成の方は挙手願います。

委員 『全員挙手』

議長 全員挙手ですので議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。  
次に議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 ≪議案第2号 説明≫  
番号1 ○○、田 1筆、面積2,220㎡  
3条使用貸借、新規、貸付人、○○、借受人、○○。  
申請事由は、借受人が新規就農することから使用貸借に至ったものです。  
場所は、参考資料の1ページにあります『3条：○○・○○』となっていて、  
○○公民館から○○へ約○○メートル向かった場所になります。  
詳細な位置などは、参考資料の12ページから14ページをご覧ください。  
なお、総会資料の8ページに配布しました調査書に記載されてますとおり、  
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしている  
と考えます。  
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を川口推進委員に  
願います。

川口 推進委員 御所地区の川口です。番号1についてご報告いたします。  
現地を確認したところ、参考資料の12～14ページのとおり、水田として今  
まで利用されており、使用貸借後は、新規就農者が、花卉、主にリンドウを作  
付けする計画であることから、貸借期間の点からも問題ないと思われま  
す。  
以上で報告を終わります。

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ござ  
い  
いませんか。  
はい、8番木村委員。

8番 木村委員 8番、木村です。もう少し詳しく知りたいのですが、○○さんは、○○の○○  
から、通いでここに働きに来るようになるのか、住居転居も考えているのか。そ  
れと保有している機械の能力などは充分、状況からみても大丈夫だと思います

が、5年間リンドウだけをやるのか、そこの部分についても教えてほしいと思います。

四ツ家主任

現在も、〇〇から雫石町の〇〇のほうに働きに来てます。実際は、国からの補助金をもらって新規就農の開始型を使うかたでございます。そこで前の研修にあたって今は、〇〇のほうでリンドウの研修の事業に2年間、携わっております。将来的には雫石にいたほうが、実際リンドウを出荷するうえでも楽だという希望を持っているそうですが、5年間は通いで、そのうちに良い条件が見つかった場合は、作業小屋もついていれば、なお良いということで、5年間は探しながら過ごしていきたいとのことでした。

また、この方の基本は、リンドウ一本ということで新規就農計画にもリンドウ一本という計画をたてる予定のようです。

あくまで新規就農の予定は現時点での計画なので、リンドウと計画をたててもリンドウで失敗する可能性を考えると、他にも小菊とかあわせてやる可能性はありますが、本人の就農希望はリンドウということです。

また、機械ですけれどもも所有しているのが、軽トラックだけですが新規就農のかたが、借りれるお金が金融公庫のほうにございまして、そちらにお金を借りて、トラクターと管理費の購入を検討しているとのことです。

以上です。

8番 木村委員

あと一つ、忘れていました。年齢と5年後、うまく見つけられればという話の部分で、家族構成は、今の時点で発表できる部分があれば教えてください。

四ツ家主任

年齢は〇〇歳です。今のところ借りる分に関しては、一人での作業のようです。家族構成は、父、母、姉といるようで、お姉さんは雫石ではないですが、農業に半分くらい携わっているかたのようで、もし自分のほうが軌道にのった時は、お姉さんのほうの力も借りながらやるのではないかとということですけれども、とりあえず今借りてる分は、一人で作業するとのことです。

8番 木村委員

それと、リンドウだと5年契約で借りる計画ではありますが、最初のうちは通しという部分で花を取り始めて2～3年すると5年になりますが、それ以降もその計画ですすめていきたいという希望を持っているのか教えてください。

四ツ家主任

はい、花で生計をたたていきたいということです。

8番 木村委員

はい、分かりました。

議長

他にございませんか。

委員

(なし。)

議 長                    なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは、挙手願います。

委 員                    『全員挙手』

議 長                    全員挙手ですので、議案第2号は原案のとおり決定されました。次に、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任            議案第3号について説明いたします。総会資料の9ページをご覧ください。

番号1    ○○    ○○が所有する    田、2筆のうち、一部  
面積計、10,242 m<sup>2</sup>について砂利採取にかかる一時転用のため、○○へ賃貸借するものです。

場所は、参考資料の1ページにあります5条:○○・○○となっていて、○○公民館から、○○へ約○○メートル向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の16ページから19ページをご覧ください。

なお、本案は、議案第1号の計画変更と合わせてご覧いただければと思います。

本案は、農振法に規定する農用区域内の農地ですが農用振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れが無いと判断される、3年以内の一時転用であり農地転用許可基準を満たしていると思われま。

番号2    ○○    畑、2筆    面積計1,722 m<sup>2</sup>    売買    譲渡人    ○○  
譲受人    ○○    転用目的    一般個人住宅。

転用理由は、二重にかかる住宅新築    工期は、令和5年11月から令和6年6月までで、売買総額は、3,300,000円、工事総額24,267,910円

場所は、参考資料の1ページにあります、5条○○:○○となっていて、○○公民館から、○○へ約○○メートル向かった場所になります。

詳細な位置などは参考資料の20ページ～22ページをご覧ください。  
申請農地は、10ヘクタール以上の一団の農地であることから第1種農地に区分されますが、住宅等で集落接続して設置されることから例外規定に該当すると判断されますので農地転用許可基準を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長                    事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を行います。  
7番堂屋委員願います。

7番 堂屋委員            7番堂屋です。番号1について報告いたします。  
現地を確認したところ、参考資料の18ページのとおり、雑草一面の状況でした。  
議案第1号と関連しますが、砂利採取のための一時転用であるため、転用後に

周辺農地に与える影響も少ないと判断してまいりました。

次に番号2について報告をいたします。

現地を確認したところ、参考資料22ページのとおり、雑草一面の状況であり境界杭が設置されてました。また、農地区分等は事務局の説明のとおりであり転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断してまいりました。

いずれも事前着工はありませんでした。以上で報告といたします。

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委員 (なし)

議長 無ければ、これで質疑を終結し採決に入ります。ただいまの議案について原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員 『全員挙手』

議長 全員挙手ですので議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

次に議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 議案第4号について説明いたします。総会資料の10ページをご覧ください。

番号1 ○○ 田 1筆 面積6,628㎡ 再設定

貸付人 ○○ 借受人 ○○、期間10年。

本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、質疑を終結し採決に入ります。ただいまの議案について原案を可とすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 『全員挙手』

議長 全員挙手ですので、議案第4号は原案のとおり決定されました。

以上で議事は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして本日の総会を閉会といたします。大変、お疲れ様でした。



閉会時刻 午後 2 時 30 分

以上が令和 5 年 9 月 20 日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 5 年 9 月 20 日 開催

議 長 会 長

---

議事録署名人 2 番

---

10 番

---